

# 博士學位論文

内容の要旨  
と  
審査結果の要旨

2014

国際基督教大学

氏名	高田明宜
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	甲第183号
学位授与年月日	2014年6月27日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	平和を作る人たちと神への畏敬 ——イマヌエル・カントの真意—— (Peacemakers and Awe before God: Recovering the True Intent of Immanuel Kant)
論文審査委員	主査教授 千葉 眞 副査教授 稲 正 樹 副査教授 木 部 尚 志 副査教授 毛 利 勝 彦

---

## 論文内容の要旨

(1) 本博士論文は邦語で書かれており、そのタイトルは「平和を作る人たちと神への畏敬——イマヌエル・カントの真意——」である。

この論文は、哲学者イマヌエル・カントが、恒久平和を達成するために人間に要求した課題を、市民性という概念を通じて究明しようと試みたものである。また、本論文は、彼の恒久平和論には、人間への深いまなざしとキリスト教的観念が強く影響していることを明らかにしようと試みている。著者は、恒久平和に対するカントの真意を提示するのが狙いであると主張している。

こうした高田明宜氏の主張の背後には、恒久平和論であれ、共和制論であれ、カントの思想が一面的に引証され、論者に都合のいいように解釈されてきた経緯があるという彼の見方がある。これは決して政治思想の分野に限ったことではなく、倫理思想や法思想にお

いても妥当すると指摘されている。そしてこの問題性は、その根柢にあるカントのキリスト教的価値観や思想が十分に参照され、吟味検討されてこなかったことによる、と著者は主張する。その結果、それぞれの研究者によるカント像は、研究者各自の特定のフィルターを通して描き出されたそれではない、と著者は言うのである。この事実はまた、これまでのカント研究が往々にして政治哲学、道徳哲学、自然学、宗教学といった多種多様な領域を横断的に取り上げるものではなく、それぞれの領域の範囲内で個別に孤立した仕方  
で自己完結的に行われてきた、と指摘される。

こうして本博士論文は、カントの恒久平和論を、彼の思想と人生へのキリスト教の影響を十分に考慮することによって、適切に理解しようとする試みにほかならない。とりわけ、カントの人間論と市民性の議論は、彼特有のキリスト教的観念によって本質的に影響づけられ規定されていると指摘されている。こうして、著者である高田氏は、カントの恒久平和論における市民性の重要かつ多用な意味合いに着目し、その多面的な考察を試みている。

目次は次のようになっている。節を省いて章のみを紹介しておきたい。

はじめに (Preface)

第1章 カント思想における3つのメタ理論

(Three Meta-theories in Kant's Thought)

第2章 市民性の基礎としてのカント哲学

(Kant's Philosophy as the Foundation of Citizenship)

第3章 道徳とカント的市民

(Morality and Kantian Citizen)

第4章 カントが見た人間

(Human Being Whom Kant Observed)

第5章 結論——カントの世界市民性

(Conclusion: Kant's World Citizenship)

(2) 本博士論文は、まず第1章でこれまでのカント哲学に関する先行研究を概観しつつ、それらの背景には3つのメタ理論があるとして、それらを類型論的に、あるいは集約しつつ特定化している。それらは、(1) 制度設計者としてのカント、(2) 道徳・形而上学者としてのカント、(3) キリスト教哲学者としてのカントである。高田氏はこれら3つのメタ理論それぞれの正当性を受容しているが、高田氏の場合、とくに中心に来るのは(3) キリスト教哲学者としてのカントであり、それが中心的基軸となって他の2つのメタ理論を説明し、また相対化することを試みている。

まず(1) 制度設計者としてのカントという見解であるが、理性的存在者としての人間は、道徳法則にしたがって法が支配する自由な社会や制度を構築していくという基本的前提を、カントが有していたことに関連する。この見解はカント哲学の基本的前提を明示している点で重要だが、制度設計者としてのカントは、同時にキリスト教的人間論および市民性の議論を重視することによって、人間および市民の魂ないし精神性の問題を提起した。高田氏はこの面を何とか浮き彫りにしようとしている。その意味では、ここには制度論のみに終始するカント論への批判が含意されている。

この批判は、カントの人間論、市民性、恒久平和論の議論を度外視した仕方でヨーロッパ統合論や国際立憲主義の議論(例えばJ・ハーバーマス)がしばしばカントを引き合いに出すことへの高田氏の違和感にも繋がってくる。ハーバーマスの場合、一方ではカント理論の再定式化として国際立憲主義を提起したが、しかし他方で、彼は1999年のコソボ紛争へのNATOの人的介入を、カントを持ち出して正当化したわけである。カント自身、戦争を絶対悪だと断言している以上、これは、カントの思想の不適切な適用だ、と高田氏は論じている(15-23頁)。

つまり、カントの制度設計にはその特有のキリスト教的人間論や道徳論、市民性の議論、世界市民論などが前提とされおり、それらによって成立している面がある。こうした諸前提や視座やカント思想の全体を欠落した仕方で、平和連合論や共和制論といったカントの制度設計の議論を単独かつ孤立的に扱ったとしても、意味をもたないと著者は論じている。

もう一つの事例は、もっぱら (2) 道徳・形而上学者としてのカントに固着する見解である。この見解も、(3) キリスト教哲学者としてのカントを前提とすることなく、個別的に孤立した仕方で議論されたとしても意味をなさない、と著者は考えている。たしかにカントは、人間に対して厳格な道徳法則とそれに則った課題に取り組むことを義務として課している。彼は倫理学に「定言命法」という概念を導入し、人間の人格に対する深い尊敬を示している。こうしてカントの道徳哲学においては、人格の自由と自律への強いコミットメントが含意されている。つまり、人間の自律は、カントの道徳哲学の基本的概念であり、D・ヘルドも、J・ロールズもこの人間の自律性をカント哲学の中核的概念であることを彼らの議論の出発点にしている。この点で彼らは正しいが、しかし彼らの議論はその大前提をカントのキリスト教的諸観念とほぼ絶縁した仕方で議論している点を著者は批判している。

ロールズの場合を取り上げてみよう。彼も、ハーバーマス同様、カント哲学の再定式化を狙った。しかし、ロールズのカント受容を見ていくと、ロールズとカントの違いは、時代背景だけではなく、人間や道徳に対する信頼の強弱の違いにも見てとれる。さらにロールズの正義論は、カントの道徳原則や啓蒙による自由主義とも基本的に異質なものである、と著者は論じる。ロールズのカント受容はかなり限定的なものにとどまっている。というのも、ロールズの正義論はカントの正義論のもつ「普遍的」性格や世界市民の概念とも齟齬を来しており、さらに正義の原理が一国内を超えて、世界規模で妥当するとのカントの展望とは相容れないからである (35-42 頁)。

本博士論文の特質は、③キリスト教哲学者としてのカントに着目している点である。その関連で興味深いのは、19 世紀の自由主義神学者アルブレヒト・リッチェルのカント受容に多くの頁をさいて考察し検討を加えていることである。リッチェルの自由主義神学におけるカント受容の検討は、著者にカントの思想がいかに関しキリスト教的人間論と道徳論とによって重要な諸点で規定されているのかを明らかにするものであった。たとえば、自律の概念のカント以後の受容のされ方であるが、著者によれば、ロールズや D・ヘルドがカント受容として指摘した自律の再構成は、キリスト教色を全面的に脱落させた形で示された

ものである。著者は、リッチェルが指摘するように、キリスト教に由来するカントの普遍的人間愛の概念を前提とした時に、カント的「自律」は最もよく説明できると指摘する(61-66頁)。

(3) 第2章、第3章で著者は、市民性(Bürgerschaft)のテーマと意味合いとをカント哲学の諸種の概念との関連で明らかにしようと試みている。悟性、判断力、自然、摂理、道徳、善意志、定言命法、自由と自律、啓蒙などである。また彼は、カントの市民性理解を、市民と臣民の対比、市民と義務、保守主義的性格と共和主義的性格などの、諸種のサブ・テーマを導入しつつ、説明している(82-135頁)。それぞれの議論は興味深く、カント解釈として十分に適切なものと思われるが、これらの諸議論は個々別々に成立している印象があり、全体のつながりが見えにくいことは難点であるように思われる。しかし、同時に興味深い議論もいくつも散見される。たとえば、著者によれば、カントの世界市民構想や恒久平和論の根柢にあるのは、自然の意図で物事が進んでいくというキリスト教的な摂理である。事実、カントはキリスト教を自然的宗教として理解し、キリスト教を評価している。このように論じて著者は次のように主張している。カントの道徳哲学はキリスト教と合致するところが非常に多いのである。カントは、キリスト教的道徳観から永遠平和への経路を導き出そうとし、それに向けて人類が行動することを義務という形で課しており、それは人類に対する期待でもある。

自然の概念についても説得的な議論が展開されている。自然の美は芸術の美に比しても優位にあり、自らの道徳的感情を開化するに至ったあらゆる人間が保持する純化され徹底した心構えと適合するというのである。自然の美も、自然の諸目的の一大体系という理念が与えられた後では、人間も自然の目的として自然全体における自然の客観的合目的性を見なされうるといふ。その自然の最終目的とは人間の開化である。こうした人類における人間の自然的素質の発展と結びつき、自然そのものの目的が達成されるというのである。さらに、自然の究極目標(他のいかなる目的をも自らの可能性の条件として必要としない

目的)が達成されるには、市民社会(bürgerliche Gesellschaft)と呼ばれる合法的権力が、相互に争い合うような自由の相互侵害に対して対置されなければならないとも述べている(74-78頁)。

さらに著者は、カントの道德論といわゆる自然神学が密接不可分に結合している点に着目している。つまり、道德哲学の背景にはつねにいわゆる自然神学が前提として横たわっていると指摘され、あるいは、道德神学が自然神学と結びつき、自然神学を補っているとも考えられる。この両者では、自然神学が道德神学に先行するのであるが、いずれにしても、自然はこうした神の意図としての最高善を達成するため、いわば無地のキャンバスに美しい絵画を描くように、世の中は創造されているというのがカントの考えである。この自然に導かれる世界というのは、最高善である恒久平和の達成が企図されているのである。こうして著者は次のように論じる。カントの恒久平和論が、これはカントの思想そのものに共通することだが、キリスト教哲学が前提となっていることは否めない。この視点を欠いた状態でカントの恒久平和論を論じるのは無意味なのである(82-87頁)。

第3章ではカントの道德論を正面から取り上げているが、カントは、理性的存在者としての人間のあり方を最大限重視すると同時に、それでいて人間の不完全さ、弱さ、悪しき部分について現実主義的に認識している。この弁証法的緊張において著者は、カントの人間論の内実を、道德と善意志、定言命法、自由と自律、啓蒙などとの関連で理解しようとする。この関連で著者は、さらにカントの市民論および市民性をも説明している。カントによれば、「啓蒙とは人間が自ら招いた未成年状態から抜け出すことである。」つまり、カントにとっての市民社会とは、普遍的に統合された人民意志による立法によって統合されているものである。この市民社会を統合する啓蒙とは、道德的美徳であり、道德法則に則ったアプリオリなことであると説明される(111-120頁)。さらに第3章ではインゲボルク・マウスの議論を導入しつつ、カントのフランス革命の評価の変化、カントの生来の保守主義ならびに市民と臣民との内的緊張についても興味深い議論を展開している(125-134頁)。

(4) 第4章ではカントによる普遍史的視点から人間論を扱っているが、その「非社会的社交性」(die ungesellige Geselligkeit)の議論を検討している。こうしたカントの人間論も多少とも摂理的要素を帯びた自然の働きで説明できる、と著者は指摘している。それは人間にとっての啓蒙の可能性についても同様である。啓蒙にはカントの道徳哲学が基礎になっていることはいうまでもない。しかし、その啓蒙を受ける人間に、啓蒙されて市民となっていく素養がなければならないのだが、そこまでカントは人間を信用しているわけでもない。人間は弱く、欲望に支配される傾向を強くもつ。しかし、カントは人間に対して絶望しているわけでもないのである。こうして著者は、人間に対しての希望がカントの哲学には存在し、それがカントの道徳哲学、さらには政治哲学、世界市民構想の原動力になっていると指摘する(157-158頁)。

終章でもある第5章で著者は、カントの世界市民構想を取り上げている。著者によれば、カントの世界市民とは、同じ立場で他人の物事を考えなければならないという義務の普遍的命法に則った理性的存在者である。世界市民は、自らの公的理性を行使して、自分の属する共同体や国家のみならず、世界に対して平和の維持と建設のために、地上における公的福利と最高善のために尽力する任務を帯びている。その意味で著者は、カントにあって世界市民は、かつてH・アーレントが強調したように、世界の注視者であるだけでなく、公共的事柄に積極的に参与し尽力する世界の行為者でもあると主張する。これは、カントの言葉を使うならば、世界空間において理性の公的使用を行うことになる。したがって、世界市民たる市民性を持つ者が存在することが、カントの恒久平和にとって必要不可欠だと指摘されている。こうして著者によれば、世界市民の課題は、人類の課題であり義務でもある「各人が可能な限り全人類の内にこうした正義の状態があまねく実現するように努力すること」である。「こうした行動が目的の国という最高善の達成、つまり恒久平和につながる」というのが「カントの真意」だったのである。カントが敬虔なキリスト者であった事実、そして彼のキリスト教思想が、彼の哲学全体の支えになっていたと指摘されている。



## 論文審査結果の要旨

(1) 本博士論文の一つの特色ある意義は、わが国において、また世界においても、近年のカント研究が、(1) 制度設計者としてのカントというメタ理論を基礎にかなり孤立的に法制を基軸に考察し究明したり、あるいは (2) 道徳・形而上学者としてのカントというもう一つの別のメタ理論を機軸としてその面のみを限定的に捉える還元主義的傾向にあることを明示した点にあるといえよう。換言すれば、この見解は、カント哲学全体の屋台骨を作り上げている第三のメタ理論、つまり、(3) キリスト教哲学者としてのカントの面を度外視して、それぞれの研究が個別的かつ孤立的に進められていることへの鋭い批判を含意しているわけである。

そこで高田氏は、カントの諸著作を内在的に吟味しつつ、同時に 19 世紀のプロテスタント神学者アルブレヒト・リッチェルの自由主義神学に依拠しつつ、カントの人間論、道徳論、形而上学、哲学全般のキリスト教的性格を闡明しようと試みた。はたしてこの作業が、著者の意図の通りに、十分に説得的な仕方で行われたかどうか、に関しては、異論もありうるであろう。しかし、一つ言えることは、高田氏の上記の着想には大変興味深く、また妥当かつ適切な面が多々あり、読者に対する一つの刺激的な問題提起になっているという事実である。読者は上記の著者のテーゼに賛成するにせよ、反対するにせよ、何らかの仕方での自分の立場を確認し、自分なりの応答と立論を迫られるような意識を自ずと促されるように思われる。これが本博士論文の特質であり、また最も大きな主張であると言って、間違いではないであろう。

この他にも、本博士論文では、市民性および世界市民の構想、自由、自律、正義といった諸概念にみられるカントの理解を、H・アーレント、J・ハーバーマス、J・ロールズ、D・ヘルド、H・キェンクといった現代の理論家たちのカント受容および咀嚼との比較検討を通じて、その独自性を明らかにしようと試みられている。こうした多角的な観点からカントの基本的諸概念を掘り下げようとしている点は、高く評価できる。ただし、問題点もいくつか散見される。第一にカントの文献そのものへのより徹底した内在的究明の面が、総じて弱いことが挙げられるであろう。また第二にカントのキリスト教哲学の諸前提を無視な

いし軽視して、孤立的に、また還元主義的に論じられる傾向にある近年のカント研究への論難は、既述したように、本博士論文の個性であり特質ではあるが、その論難を補強する具体的かつ立証的議論が不足している感が否めない。これらの点は、将来、この論考を刊行する時までには改善していく必要があるだろう。しかし、それでもなお、本博士論文は上記のテーゼの提出において十分に挑戦的であり、その意味でもその貢献と意義は十分に評価されてよいと思われる。

(2) 本博士論文の中間報告と審査は、2013年10月3日(木)午前11時半から1時間半にわたり、教育研究棟257室で行われた。基本的に重要なテーゼおよび論点が提出されていることは認識されたものの、かなりの改善を要することが指摘され、また博士論文の全体のまとまりに関しても、各論文審査委員からコメントや助言があった。

この中間報告を経てほぼ半年後の2014年4月中旬に本博士論文は提出された。そして最終論文審査は5月19日(月)午前8時50分から教育研究棟257室で行われた。討議と意見交換は一時間半余りに及んだが、基本的に中間報告段階の論文に比べて、テーゼと論旨が格段に明確になり、テーマや論点の集約もはかられたことが指摘された。千葉委員の方からは、この博士論文の特徴として、いたるところでカントのキリスト教(神学)思想と哲学的・社会的概念との関連が示唆されているが、この関連のロジックが、「存在の類比」(analogia entis)のようなものなのか、あるいは何らかの「比喩」ないし「譬」なのか、または一種の「焼き直し」なのか、という質問がなされた。つまり、高田氏は、カント自身が、自らの神学的思想ないし価値を、哲学的に社会的に焼き直しをすることを試みたと理解しているように思われるが、それでよいのか、という問いが提出された。この問いに対して、リッチェルへの着目は、このカント特有の「焼き直し」を神学的見地から逆照射しており、その意味と様態を明らかにしてくれるものと認識しているとの回答がなされた。毛利委員からは、本博士論文において「構築」と「構成」という二つの概念が区別して使用されているかどうか、その区別があるとすれば、それは何かが質問された。これに関して前者は制度により密接にかかわる概念として、また後者はより思想やイデオロギーに関連する概念として使用しているとの回答がなされた。さらに毛利委員からは、本論考においてハーバーマス批判の文脈で、「人道的介入」と「保護する責任」の双方の論議があるが、後者が十分に取り上げられなかった点について批判的コメントがあった。

稲委員からは、カントにおいてキリスト教的価値や特徴がとくにどのように理解され認識されているのか、という質問がなされた。これに対して高田氏は、とくに絶対者としての神の存在と神の摂理への理解、さらに人間論においてキリスト教的特色が発揮されていると思うと答えている。後者に関しては、具体的には原罪を帯びた存在、有限的存在、道徳的改善が可能である自由をもつ道徳的存在として人間が捉えられている点であると回答であった。木部委員の方からは、非キリスト教的にカントを受容しているとされるロールズ、ハーバーマス、ヘルドなどの批判の意図は分かるが、具体的な論駁をもっとする必要があるのではないか、という問題提起があった。さらに稲委員の問いかけを引き継ぐ仕方、カントにおいて何を基本的にキリスト教的なものとして認識されているのか、についてもっと説明と議論がほしかったとの批判的コメントがなされた。こうしていくつか改善点が示されたが、高田氏からは基本的に同意する回答が示された。これらの質問やコメントに対して、高田氏は一つ一つ丁寧に応答された。もちろん、これらの応答のすべてが、説得力のあるもの、明晰な仕方になされたとは言いきれない面もあるが、高田氏は十分な知識と情報と洞察によって応答していることが了解された。

(3) この口述試験の後、引き続いて審査委員会を行なった。委員会は、本論文が博士論文に十分に値する研究であること、独自の論点とテーゼが提出されていること、さらにその学問的意義と貢献を確認し、博士論文審査に合格と判断した。